

(2) 就業規則について

Point 1 就業規則を作成し、届け出ましょう

► 労働基準法第89条

- 常時 10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。
- 110人以上の労働者には、介護労働者ももちろん、次の労働者の方も含まれます。

 - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
 - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

就業規則は、非正規労働者を含め、事業運営を盛りすべての労働者に適用されるものでなければなりません。

- 全労働者・非正規労働者の就業規則を作成する。
- 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成するなどにより、すべての労働者についての就業規則を作成してください。

就業規則に規定すべき事項

- 必ず規定すべき事項
- 定めた場合に規定すべき事項

 - ・退職手当、臨時の賞金等、労働者に負担させる負担・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制度等に関する事項
 - ・賃金の決定・計算・支払の方法、賞給に関する事項
 - ・退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

Point 2 適正な内容の就業規則を作成しましょう

► 労働基準法第92条

- 就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめくるトラブルにもつながります。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

- 使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。（労働契約法第10条）
 - ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。
労働者の受けける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況
 - ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

Point 3 就業規則を労働者に周知しましょう

► 労働基準法第106条

- 作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

 - 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
 - 書面を労働者に交付すること
 - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
 - 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」にななりませんので注意してください。

(3) 労働時間について

Point 1 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう ► 労働基準法第32条など

- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられます。
① 通正に把握、管理する必要がありますので留意してください。

 - 交替制勤務における引継ぎ時間
 - 業務報告書等の作成時間
 - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間

- 研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。
- また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことに対する就業規則の拘束効力の不利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的に支障が生じるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められるときは、労働時間に該当します。

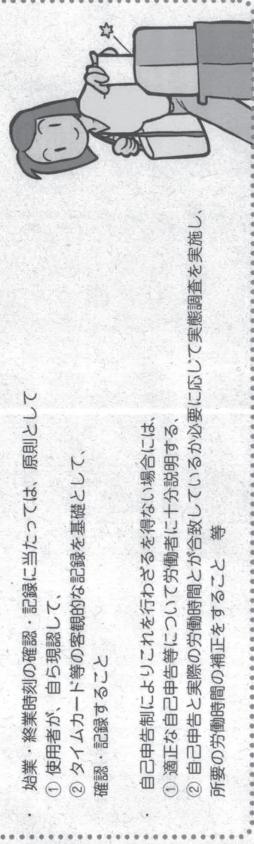


※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、
　　① Point 3 (P.14) 参照

Point 1により労働時間の判断を適正に行い、
Point 2によりこれらを適正に把握してください。

Point 2 労働時間を適正に把握しましょう ► 労働基準法第32条、労働時間の適正な把握に関するガイドライン

- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日付け基第0120第3号）の主な内容
- 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること



- 始業・終業時刻の確認 記録に当たっては、原則として
 - ① 使用者が、自ら確認して、
 - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、確認・記録すること

自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合には、
① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
② 自己申告と実際の労働時間などが合致しているが必要に応じて実態調査を実施し、
所要の労働時間の補正をすること 等

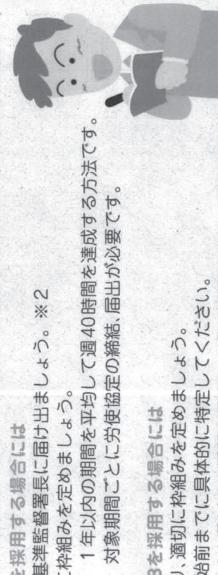


(4) 休憩・休日について

Point 3 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

► 労働基準法第32条の2、第32条の4 ほか

- 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には
→ 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2
また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
※1 1年以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
※2 対象期間ごとに労使協定の締結・届出が必要です。
- 1か月単位の変形労働時間制※3を採用する場合には
→ 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
各日の勤務割合は、変形期間の開始前までに具体的に定めてください。



Point 4 36協定を締結・届出しましょう

► 労働基準法第36条

- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。
- その他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき正しく運用してください。

時間外労働及び休日労働の上限について

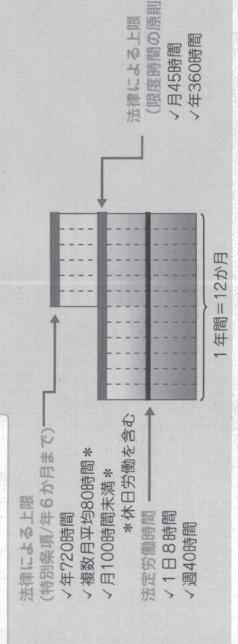
- 36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間(対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間)です。
- 臨時的な特別の事情がある場合は、労使が合意する場合(特別条項)には、年6か月まで月45時間を超えることがありますが、その場合でも
- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

とななければなりません。

なお、いずれの場合においても、以下のを守らなければなりません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 「3か月平均」「2か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内

時間外労働の上限規制のイメージ



Point 5 時間外労働等は、36協定の範囲内にしましょう

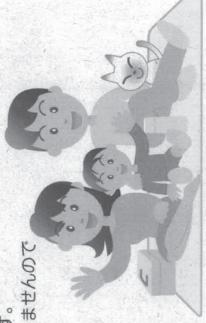
► 労働基準法第32条、第36条

時間外労働・休日労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

Point 1 休憩は確実に取得できるようにしましょう

► 労働基準法第34条

- 労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。
- 休憩は、労働者の自由に利用されなければなりません。
- 特に、次のような例がみられるところから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確実に取得できるよう徹底してください。
- 代替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例
- 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例



Point 2 夜間労働者等の法定休日を確保しましょう

► 労働基準法第35条

- 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えるなければなりません。
- (4週間に通じ4日の休日を与えることも認められます。)
- この「休日」とは、単に連続24時間の休業を指すのではなく、原則として毎日(午前0時から午後2時まで)の休業をいいます。
- したがって、いわゆる「夜勤明け」の日は、法定休日には該当しませんので注意してください。

● シフト表の例と法定休日の考え方

例) 早出 6:00～15:00 遅出 14:00～23:00 夜勤 22:00～翌7:00 (休憩各1時間)

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Aさん	早	早	早	遅														夜	夜	夜	夜	早	早	遅	遅	遅	遅	
Bさん					遅	遅	夜											早	夜	夜	夜	早	夜	夜	夜	夜	夜	

青色の日については、毎日(午前0時から午後12時まで)としての休業が確保され、「法定休日」と評価することができます。

赤色の日については、午前7時まで勤務しているため労働時間が確保されません。「法定休日」と評価することができません。

- AさんとBさんのシフトは、月28日に対してどちらも20日出勤であり、週40時間はクリアしていますが…
→ Aさんのシフトは、法定休日も4週に4日以上あり、労働基準法上の問題はありません。
- Bさんのシフトは、法定休日と評価できる日が4週に2日しかなく、法定の日数を下回っています。
→ Bさんのシフトについては、改善が必要です。